

C 指定手続等

〔申請・届出先〕

事業所の所在地		届出先
東部	松江市	松江市役所 介護保険課 〒690-8540 松江市末次町86 TEL 0852-55-5935 FAX 0852-55-6186
	出雲市 奥出雲町 安来市 飯南町 雲南市 隠岐郡	島根県高齢者福祉課 〒690-8501 松江市殿町1 県庁第二分庁舎1階 TEL 0852-22-5235 FAX 0852-22-5238
西部	浜田市 邑智郡 益田市 鹿足郡 大田市 江津市	島根県地域福祉課石見スタッフ 〒697-0041 浜田市片庭町254 浜田合庁別館3階 TEL 0855-29-5580 FAX 0855-29-5547

※業務管理体制の届出は、別に定めるところによる。

〔様式掲載場所〕

◎所定の様式は、島根県高齢者福祉課ホームページ [介護保険 (事業者の皆様へ)] に掲載

http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/

◎松江市については、松江市介護保険課ホームページをご覧ください

注 意

- ・資格証が旧姓である場合などは、各種提出書類の記載内容と、添付してある「資格証の写し」が一致せず、定められた資格要件に合致しているか確認できませんので、各資格で定められた氏名等の変更手続きを適正に行ってください。
- ・訪問介護員研修修了証など、氏名等の変更手続きがないものについては、申請者(事業者)で、「資格者の写し」の書面に、その旨の奥書証明を行い、提出してください。

(記載例) □□□□は平成△年△月△日に■ ■□□に改姓

平成○年○月○日

島根県○○市○○町○番○号

○○株式会社 代表取締役 ○○○○ [印]

1. 指定申請

◎新規に指定を受ける場合は、事業開始予定日の1月前までに、指定申請を行うこと。(法第70条①・施行規則第124・125条、法第115条の2①・施行規則第140条の13・14)

提出書類		留意事項
1	指定(許可)申請書 (様式第1号)	
2	付表1 1	・(介護予防)福祉用具貸与事業所の場合
3	付表1 2	・特定(介護予防)福祉用具販売事業所の場合
4	申請者(開設者)の登記事項証明書の謄本又は条例等	・介護保険に関する事業を実施する旨の記載のある定款・寄付行為等及び登記簿謄本(条例にあつては、公報の写し)
5	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1)	<次の書類を添付すること> ○資格証の写し(全員) ○職員の採用が分かる書類(雇用契約書等の写し) ○雇用保険被保険者証の写し ○組織図(法人の中での当該事業所の位置づけが分かるもの)
6	事業所平面図 (参考様式3)	・事業所の平面図に各室の用途及び面積を記載すること ・当該事業の専用部分と他の共用部分を色分けする等により、使用関係を分かりやすく表示すること ・平面図の余白に備品等を記載するか、備品等一覧を添付すること <次の書類を添付すること> ○事業所の外観及び内部(設備基準で義務づけられた設備・備品等)が分かる写真
7	福祉用具の保管及び消毒の方法 【福祉用具貸与】	<次の書類を提出すること> ○保管・消毒についての標準作業書 (保管・消毒業務を委託する場合は、委託契約書の写し)
8	運営規程	・居宅サービスと介護予防サービスの指定を併せて申請する場合は、それぞれのサービスについて記載すること
9	利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式6)	
10	事業所位置図	
11	誓約書 (参考様式9-2)	

◎申請書の提出に合わせて、必要に応じ下記の届出を提出すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■介護給付費算定に係る体制等に関する届出(加算届)…加算等がない場合は不要 ■業務管理体制に係る届出書…法人ごとの届出なので、既提出の場合は不要 |
|---|

2. 指定更新申請

◎指定更新の場合は、指定期間満了日の1月前までに、指定更新申請を行うこと。(法第70条の2①・法第115条の11)

提出書類		留意事項
1	指定(許可)更新申請書 (様式第1号の2)	
2	付表1 1	・(介護予防)福祉用具貸与の場合
3	付表1 2	・特定(介護予防)福祉用具販売の場合
4	従業員の勤務体制及び 勤務形態一覧表 (参考様式1)	<次の書類を添付すること> ○資格証の写し(全員)
5	誓約書 (参考様式9-2)	

3. 変更届

- ◎下表の事項に変更があった場合は、変更日から10日以内に、変更届を提出すること。（法第75条①・施行規則第131条、法第115条の5・施行規則第140条の22）
- ◎運営規程中の「従業員の職種・員数及び職務の内容」に関する変更については、4月の配置状況を前年度4月の配置状況と比較し、増減がある場合に5月末までに届出を行うこと。
- ◎下記3又は4を変更する場合は、法人単位で業務管理体制の変更届けが必要となるため、忘れずに提出すること。

変更事項と添付提出書類の一覧表

変更届出書の 添付提出書類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
		付表 11	付表 12	勤務形態 一覧	誓約書	事業所位置 図	登記事項証明 書等	事業所平面 図	運営規程	標準作業書 等
変更届出書（様式第3号） の「変更があった事項」欄										
1	事業所の名称	○	○						○	
2	事業所の所在地	○	○			○		○	○	
3	法人の主たる事務所の名称及び所在地						○			
4	法人の代表者の職氏名、生年月日及び住所				○		○			
5	登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）						○			
6	事業所の建物の構造、専用区画等	○	○					○		
8	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	○	○	○	○					
10	運営規程	○	○	△					○	
16	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況） 【福祉用具貸与】								○	○
20	その他（電話番号、FAX番号の変更等）	○	○							

- 印：変更届出書（様式第3号）左欄の変更事項に応じて、添付が必要な書類等
- △印：運営規程の変更内容が、人員・勤務形態に全く影響を及ぼさないものである場合は、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の添付は不要

提出書類		留意事項
○	変更届出書（様式第3号）	
①	付表11	・（介護予防）福祉用具貸与の場合
②	付表12	・特定（介護予防）福祉用具販売の場合
③	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）	※資格が必要な職員について、既提出分の一覧と異なる場合は、「資格証の写し」の添付が必要
④	誓約書（参考様式9-2）	
⑤	事業所位置図	
⑥	登記事項証明書等	
⑦	事業所平面図（参考様式3）	（指定申請と同様）
⑧	運営規程	・新旧の変更箇所を明示したもの ※事業所の名称・所在地の変更などにより、 <u>運営規程の変更が必要になる場合もある</u>
⑨	標準作業書等 【福祉用具貸与】	・保管・消毒についての標準作業書 （保管・消毒業務を委託する場合は、委託契約書の写し）

4. 廃止・休止・再開の届出

◎事業を廃止・休止する場合は、廃止・休止日の1月前までに、廃止・休止の届出を行うこと。
(法第75条②・施行規則第131条④、法第115条の5②・施行規則第140条の22④)

提出書類	留意事項
廃止・休止届出書 (様式第4号)	

◎指定を受けた法人や開設者(申請者)が変更になる場合は、当該事業所は廃止の扱いとなるので、廃止の届出を行うほか、新たに指定申請の手続きを行うこと。

◎休止した事業を再開する場合は、再開日の10日以内に、再開の届出を行うこと。(法第75条①・施行規則第131条③、法第115条の5①・施行規則第140条の22③)

提出書類	留意事項
1 再開届出書 (様式第3号の2)	
2 従業員の勤務体制及び 勤務形態一覧表 (参考様式1)	<次の書類を添付すること> ○資格証の写し(全員)

★休止中の事業所は、指定更新ができず、指定期間満了日をもって廃止となるので、注意すること。

★なお、休止中の事業所である場合も、廃止届を提出すること。

【運営基準等に関するQ & A (H13.3.28)】

【Iの1】A法人がB法人に吸収合併され、吸収合併の日にA法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合は、B法人の事業所として新規に指定申請を行うのか。それとも、変更届の提出(申請者も名称変更等により取り扱って差し支えないか。

(答) B法人の事業所として申請に基づき指定を行う必要がある。

なお、吸収合併の日と指定の日に差が生じてサービス提供の空白期間が発生し、利用者が不利益を被ることのないよう事業者に対して相当の期間をもって申請を行うよう指導されたい。

【運営基準等に関するQ & A (H13.3.28)】

【Iの2】有限会社が株式会社へと組織変更を行う(人員、設備基準に変更なし)場合、株式会社として新規に指定申請を行うのか。人員、設備基準には変更がないことから変更届の提出により取り扱って差し支えないか。

(答) 会社の組織変更の場合、会社の法人格は前後同一であるため、変更届出によることとして差し支えない。

【運営基準等に関するQ & A (H13.3.28)】

【Iの4】例えば、平成12年7月31日まで事業を行い、平成12年8月1日午前零時をもって事業休止又は廃止する場合の休止・廃止届出に記載する。「休止又は廃止の年月日」は如何。

(答) 平成12年7月31日と記載するのが適当である。

受付番号

指定居宅サービス事業所
 指定介護予防サービス事業所 指定（許可）申請書
 介護保険施設

平成 年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
 （所在地）
 氏 名
 （名称及び代表者職・氏名） (印)

介護保険法に規定する事業所（施設）に係る指定（許可）を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号

申 請 者	フリガナ 名 称				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 県 郡市 (ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号			FAX番号
	法人の種別			法人所管庁	
	代表者の職・氏名 及び生年月日	フリガナ 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市 (ビルの名称等)			
指 定 (許 可) を 受 け よ う と す る 事 業 所 ・ 施 設 の 種 類	フリガナ 事業所等の名称				
	事業所等の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市 (ビルの名称等)			
	同一所在地において行う事業等の種類	実施 事業	指定（許可）申請をする事業等 の事業開始予定年月日	既に指定等を受けている事業等 の指定（許可）年月日	様 式
	訪問介護				付表1
	訪問入浴介護				付表2
	訪問看護				付表3
	訪問リハビリテーション				付表4
	居宅療養管理指導				付表5
	通所介護				付表6
	通所リハビリテーション				付表7
	短期入所生活介護				付表8
	短期入所療養介護				付表9
	特定施設入居者生活介護				付表10
	福祉用具貸与				付表11
	特定福祉用具販売				付表12
	介護老人福祉施設				付表14
	介護老人保健施設				付表15
	介護療養型医療施設				付表16
	介護医療院				付表17
	介護予防訪問入浴介護				付表2
介護予防訪問看護				付表3	
介護予防訪問リハビリテーション				付表4	
介護予防居宅療養管理指導				付表5	
介護予防通所リハビリテーション				付表7	
介護予防短期入所生活介護				付表8	
介護予防短期入所療養介護				付表9	
介護予防特定施設入居者生活介護				付表10	
介護予防福祉用具貸与				付表11	
特定介護予防福祉用具販売				付表12	
介護保険事業所番号	3 2				(既に指定又は許可を受けている場合)
医療機関コード等					

記入担当者名		電話番号	
--------	--	------	--

- 備考
- 1 「受付番号」及び「事業所所在地市町村番号」欄は、記載しないでください。
 - 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、株式会社等の別を記入してください。
 - 3 「代表者の職・氏名」及び「代表者の住所」欄は、申請者が法人である場合に記載してください。
 - 4 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 - 5 「実施事業」欄は、今回申請する事業又は施設に該当する欄には「◎」、既に指定等を受けている事業又は施設に該当する欄には「○」を記載してください。なお、今回の申請に伴って、介護保険法第72条第1項の規定により、指定があったものとみなされる事業については、該当欄に「みなし」と記載してください。
 - 6 「指定(許可)申請をする事業等」欄は、該当する欄に事業等の開始(開設)予定年月日を記載してください。
 - 7 「既に指定等を受けている事業等」欄は、介護保険法に基づく指定事業者又は介護保険施設として指定(許可)された年月日(介護保険法施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定により指定(許可)があったものとみなされた事業については、「12. 4. 1」)を記載してください。
 - 8 「介護保険事業者番号」欄は、既に指定等を受けている場合に記載してください。
 - 9 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設、介護医療院又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コードが付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
 - 10 既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、介護予防サービス事業者の指定を受ける場合においては、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」及び「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。また、既に介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、介護給付のサービス事業者の指定を受ける場合においても同様に届出を省略できます。

- 備考
- 1 「受付番号」及び「事業所所在地市町村番号」欄は、記載しないでください。
 - 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別を記入してください。
 - 3 「代表者の職・氏名及び生年月日」及び「代表者の住所」欄は、申請者が法人である場合に記載してください。
 - 4 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 - 5 「実施事業」欄は、今回更新申請する事業又は施設の欄に「○」を記載してください。
 - 6 「既に指定等を受けている事業等の指定(許可)年月日」欄は、介護保険法に基づく指定事業者又は介護保険施設として指定(許可)された年月日を記載してください。
 - 7 「既に受けている指定の有効期間満了日」欄は、介護保険法に基づく指定又は許可の有効期間の満了年月日を記載してください。
 - 8 「介護保険事業者番号」欄は、既に指定等を受けている事業所番号を記載してください。
 - 9 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設、介護医療院又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コードが付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
 - 10 事業所ごとサービス種類ごとに作成し、提出してください。

変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

事業者（開設者） 住 所
 （所在地）
 氏 名
 （名称及び代表者職・氏名）

印

次のとおり指定（許可）に係る事項を変更したので届け出ます。

		介護保険事業所番号									
指定内容を変更した事業所（施設）		名 称									
		所在地									
サービスの種類											
変更があった事項		変更の内容									
1	事業所（施設）の名称	（変更前）									
2	事業所（施設）の所在地										
3	申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地										
4	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名										
5	申請者（開設者）の登記事項証明書・条例等 （当該事業に関するものに限る。）										
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等										
7	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）										
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所										
9	サービス提供責任者の氏名及び住所										
10	運営規程										
11	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関										
12	事業所の種別										
13	提供する居宅療養管理指導の種類	（変更後）									
14	事業実施形態 （本体施設が特別養護老人ホームの場合の 単独型・空床利用型・併設型の別）										
15	入院患者又は入所者の定員										
16	利用者（入所者）の推定数										
17	福祉用具の保管・消毒方法 （委託している場合にあつては、委託先の状況）										
18	併設施設の状況等										
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号										
20	その他										
変更年月日											

- 備考 1 「変更事項」欄は、該当する項目番号に「○」を付してください。
 2 変更内容が確認できる書類を添付してください。

再開届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 事業者(開設者) (法人の所在地)
 氏 名 (法人名称及び代表者職・氏名) (印)

次のとおり事業(施設)を再開したので届け出ます。

	介護保険事業所番号									
事業等の種別										
再開した事業所(施設)	名称									
	所在地									
再開した年月日	年 月 日									

備考 介護保険法施行規則に規定する当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

廃止・休止届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 事業者（開設者）（法人の所在地）
 氏 名
 （法人名称及び代表者職・氏名）



次のとおり事業（施設）を廃止（休止）するので届け出ます。

	介護保険事業所番号									
事業等の種別										
廃止（休止）する事業所（施設）	名称									
	所在地									
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止									
廃止・休止する年月日	年 月 日									
廃止・休止する理由										
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置										
休止予定期間	休止日～ 年 月 日									

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

(参考様式1)【記載例・常勤換算の算出方法】

受付番号	
------	--

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(28年 4月分)

サービスの種類 ((介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売)

事業者名 (○○○○○福祉用具レンタル)

職 種	勤務形態	氏 名	週	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週の 合 計	週平均 の勤務 時間	常勤換 算後の 人 数	資 格
			日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
			*	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
管理者兼福祉用具専門相談員	B	あ		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		①160	②40		講習修了者	
福祉用具専門相談員	A	い		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		160	40		講習修了者	
"	D	う		4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		80	20		介護福祉士	
"	C	え		8		8					8		8					8		8					8		8				64	16		作業療法士	
福祉用具専門相談員計																															464	③116	④2.9		

A : 常勤で専従 B : 常勤で兼務 C : 常勤以外で専従 D : 常勤以外で兼務

常勤換算方法による人数の計算方法

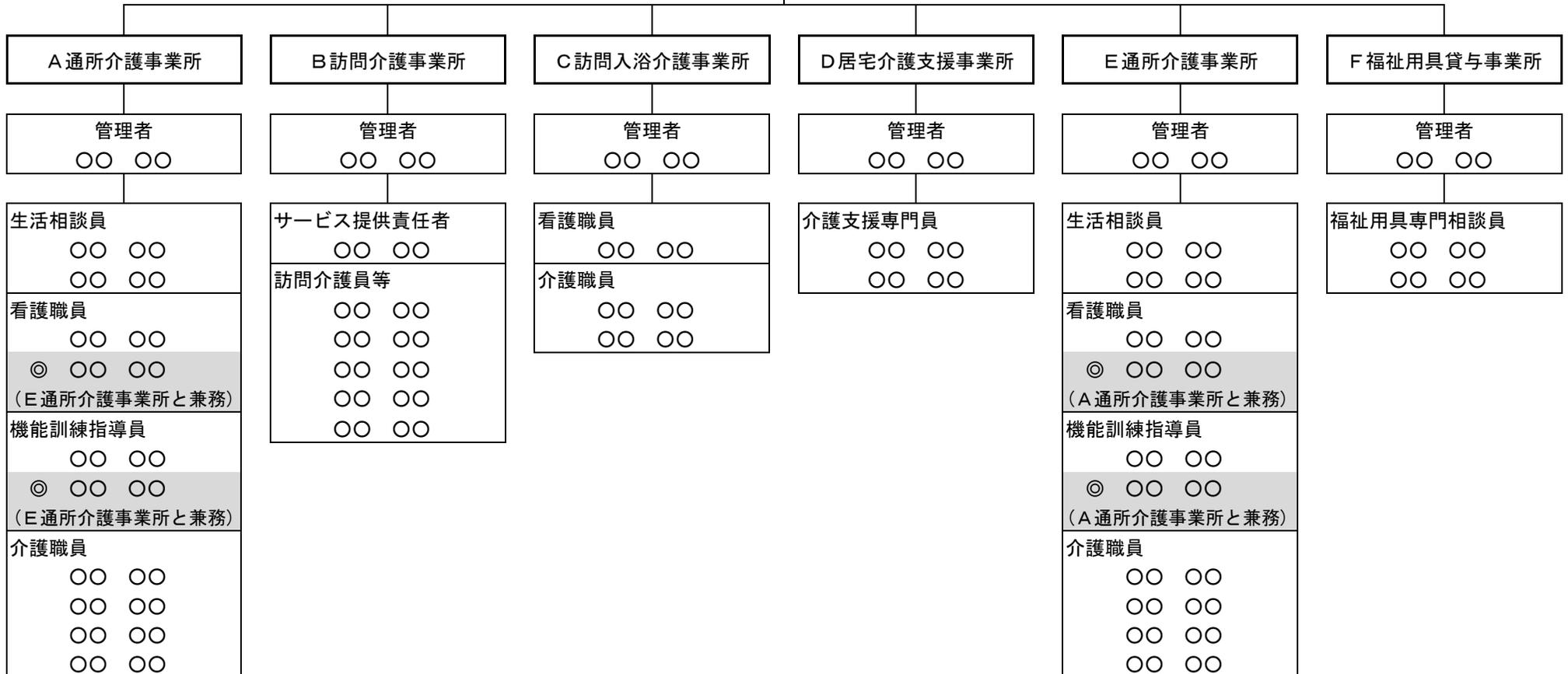
〔福祉用具専門相談員〕

- ① 4週間の勤務時間の算出 (個別)
 - ② 週平均の勤務時間の算出 (①÷4) 端数処理なし
 - ③ 週平均の勤務時間を合計 (②の計)
 - ④ 常勤換算後の人数の算出 (③116÷40時間=2.9) 小数点以下第2位を切り捨て
- (注) 常勤職員の週の勤務時間が40時間の事業所の場合

(参考例)

組織体制図

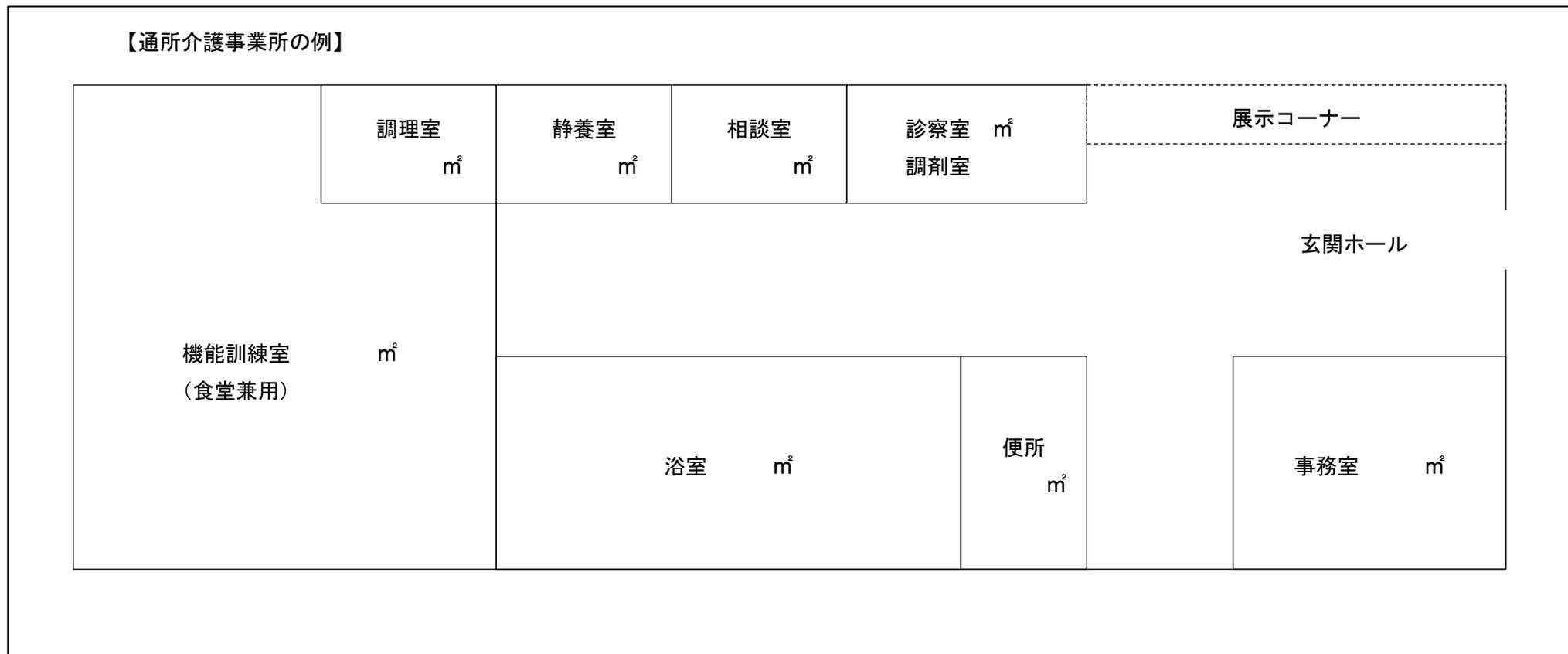
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇



◎印：兼務がある者

(参考様式3) 事業所(施設)の平面図

事業所・施設の名称



備考1 施設部分の用途や面積が分かるものを提出すること。

2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

(参考様式6)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	
申請するサービス種類	

措 置 の 概 要	
1	利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
3	苦情があったサービス事業者に対する対応方針等(居宅介護支援事業者の場合記入)
4	その他参考事項

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

(参考様式9-2 (居宅サービス・介護予防サービス事業所用))

介護保険法第70条第2項各号・介護保険法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 殿

申請者 住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

(介護保険法第70条(第115条の2)第2項)

- 1 申請者が都道府県の条例で定める者〔法人〕でないとき。
- 2 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第74条(第115条の4)第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準〔都道府県の条例〕に従って適正な居宅サービス事業の運営(第115条の4第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準〔都道府県の条例〕に従って適正な介護予防サービス事業の運営)をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第78条の2第4項第5号の3、第79条第2項第4号の3、第94条第3項第5号の3、第107条第3項第7号、第115条の2第2項第5号の3、第115条の12第2項第5号の3、第115条の22第2項第4号の3及び第203条第2項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第78条の2第4項第5号の3、第79条第2項第4号の3、第94条第3項第5号の3、第107条第3項第7号、第115条の2第2項第5号の3、第115条の12第2項第5号の3及び第115条の22第2項第4号の3において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。
- 6 申請者(特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)に係る指定の申請者を除く。)が、第77条(第115条の9)第1項又は第115条の35第6項の規定により指定(特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第5節及び第203条第2項において同じ。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者(指定介護予防サービス事業者)の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の原因となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 6の2 申請者(特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)に係る指定の申請者に限る。)が、第77条(第115条の9)第1項又は第115条の35第6項の規定により指定(特定施設入居者生活介護(介護予

防特定施設入居者生活介護)に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

6の3 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。))の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。)が、第77条(第115条の9)第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

7 申請者が、第77条(第115条の9)第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第75条(第115条の5)第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

7の2 申請者が、第76条(第115条の7)第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第77条(第115条の9)第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第75条(第115条の5)第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

8 第7号に規定する期間内に第75条(第115条の5)第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

9 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

10 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

10の2 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

11 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。

12 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。

5. 業務管理体制

(1) 業務管理体制の整備に関する届出について

◎平成21年5月1日より、指定取消事案などの不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

◎業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

<整備基準>

業務管理体制の整備の内容	事業所数		
	20未満	20以上100未満	100以上
法令遵守責任者の選任	必要	必要	必要
業務が法令に適合することを確保するための規定（法令遵守規定）の整備	—	必要	必要
業務執行の状況の調査	—	—	必要

※ みなし事業所、総合事業の事業所数は除きます。

※ 同一事業所が、例えば訪問入浴と介護予防訪問入浴の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は2と数えます。

(2) 届出書に記載すべき事項

届出内容	事業所数		
	20未満	20以上100未満	100以上
事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	必要	必要	必要
「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	必要	必要	必要
「法令遵守規程」の概要（注1）	—	必要	必要
「業務執行の状況の監査」の方法の概要（注2）	—	—	必要

(注1) 「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注2) 「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

(3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

区 分		届 出 先
指定事業所等が複数の都道府県に所在する事業者	事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する場合	厚生労働大臣
	事業所等が2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する場合	主たる事務所が所在する都道府県知事
地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者		市町村長
全ての指定事業所等が同一都道府県内に所在する事業者		都道府県知事
全ての指定事業者等が同一指定都市内に所在する事業者		指定都市の長

(4) 届出様式及び提出期限

届出が必要となる事由	様 式	提出期限
○ 新規に業務管理体制を整備した場合	第1号様式	遅滞なく
○ 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等（事業展開地域の変更）により、届出先区分の変更が生じた場合（例：市町村→県、県→厚生労働大臣への変更） ※ 変更前及び変更後の行政機関の双方へ届け出てください	第1号様式	遅滞なく
○ 届出事項に変更があった場合 ※ 次のような場合は、変更の届出は不要です ➢ 事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 ➢ 法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響のない軽微な変更の場合	第2号様式	遅滞なく

(5) 島根県が届出先となる場合

◎届出先が島根県となる場合は、下記へ郵送又は持参してください（松江市内及び石見地区に所在する事業者も同様）。

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課 在宅サービスグループ

電話番号：0852-22-6695

(6) 事業者（法人）番号について

◎新規に業務管理体制の届け出を行った事業者（法人）には、事業者（法人）番号が付番されます。

◎変更等の届出の際には、以下の島根県ホームページより番号を確認して申請書へ記載してください。

島根県ホームページ

トップ>医療・福祉>福祉>高齢者福祉>介護保険【事業者向け】>指導・監査>業務管理体制

http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/shidou/gyoumukanritaisei.html

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項（区分の変更）
の規定による業務管理体制に係る届出書

年 月 日

島根県知事 様

事業者 名 称
代表者氏名 ㊟

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

事業者（法人）番号

1	届出の内容				
	(1)法第115条の32第2項関係（整備）				
	(2)法第115条の32第4項関係（区分の変更）				
2 事 業 者	フリガナ 名 称				
	住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)			
	連 絡 先	電話番号	FAX番号		
	法人の種別				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏 名	生年 月 日	年 月 日
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)			
3	事業所名称等及び所在地	事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号(医療機関等コード)	所 在 地
		計 画 所			
4	介護保険法施行規則 第140条の40第1項第2号から第4号までに掲げる届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)	生年月日	
				年 月 日	
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要		
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要		
5 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課				
	事業者（法人）番号				
	区分変更の理由				
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課				
	区 分 変 更 日	年 月 日			

受付番号	
------	--

介護保険法第115条の32第3項の規定による
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年 月 日

島根県知事 様

事業者 名 称
代表者氏名 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

事業者（法人）番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変 更 が あ っ た 事 項
1 法人の種別、名称(フリガナ) 2 主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日 4 代表者の住所、職名 5 事業所名称等及び所在地 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

変 更 の 内 容
(変更前)
(変更後)